

採点基準表

審査項目	評価項目	配点	評価基準					採点欄
			特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	
1 提案書 (様式5)	① 総合計画への考え方について	10	10	8	6	4	2	
	② 総合計画の的確性について	10	10	8	6	4	2	
	③ 提案能力の高さについて	10	10	8	6	4	2	
	④ 提案書の明快性について	10	10	8	6	4	2	
	⑤ 自由意見	5	5	4	3	2	1	
2 業務の実施体制 (様式6-1, 2, 3)	① 実施体制	5	右記の方法による					
	② 管理責任者の主な実績	5	右記の方法による					
	③ 担当者の主な実績	5	右記の方法による					
3 業務工程表 (様式7)	① 全体及び個別作業の管理	5	5	4	3	2	1	
4 プレゼンテーション	① 提案の内容を分かりやすく伝えようとしている	5	5	4	3	2	1	
	② 質問内容に具体的な回答をしている	5	5	4	3	2	1	
	③ ニセコ町の現状と課題を的確に認識している	5	5	4	3	2	1	
	④ 受託するに当たって積極的な姿勢が示されている	5	5	4	3	2	1	
5 見積書	採点方法は「見積額の採点」とおり	15	右記の方法による					
合計点		100						

注:各委員の1事業者当たりの評価項目の合計点は100点満点となります。各委員は事業者毎に各評価項目を評価し採点し各委員の採点終了後、担当部局で各委員の採点を合計し、事業者毎の総合得点を算出します。

業務の実施体制

- 担当者1人につき1点(3点満点) 連絡調整を行う事務所が後志管内にあれば2点、後志管内隣接区域にあれば1点
 - 確認のとれる実績1件につき1点(4点満点) 成果物の提示があれば1点
 - 確認のとれる実績1件につき1点(5点満点)
- 見積額の採点(見積額、見積基準額は消費税及び地方消費税を含む金額となります。)
- 適正な価格の審査を行うため、見積基準額5,112,000円を設ける。
 - 見積基準額と同額の見積りを行った者は、最高点の15点とする。
 - 事業費限度額を超える金額で見積りを行った者は失格とする。
 - 見積基準額を超える見積りを行った場合
見積基準額を当該見積額で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、見積額の最高点である15点に当該補正率を乗じて算出(小数点以下2位)
得点 = (見積基準額 ÷ 見積額) × 15点
 - 見積基準額に満たない見積りを行った場合
見積基準額を当該見積額で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、当該見積額を見積基準額で除した補正率(小数点以下3位未満切捨て)を算出し、見積額の最高点である15点に当該補正率を乗じて算出(小数点以下2位未満切捨て)する。
得点 = (見積額 ÷ 見積基準額) × 15点

見積額の採点例

事業費限度額 6,390,000円
見積基準額 5,112,000円(A)

見積者	見積額(B)	補正率	採点	備考
ア	3,000,000	0.58	8.8	(B)÷(A)
イ	4,500,000	0.88	13.2	同上
ウ	5,200,000	0.98	14.7	(A)÷(B)
エ	6,500,000	失格		